

令和3年度 宇佐市 部落差別の解消の推進に関する学校教育指導方針

宇佐市教育委員会

1. 人権問題を主体的に解決する実践力の育成

(1) 差別を許さない生き方を学ぶ部落問題学習

- ①人権に関する知的理解の深化と人権感覚育成の両立をめざします。
- ②育てたい資質・能力を明確にし、教職員からの一方的な説明にとどまることなく、児童生徒が対話的に進める授業をめざします。※「人権の『授業づくり』のすすめかた」(大分県教委)の活用
- ③各中学校ブロックの学習系統表等をもとにした実践を行い、事後には授業内容等、小中合同の情報共有の場を設定し、その成果の検討と改善を行い、教育内容の質の向上を図ります。
- ④「公立学校人権教育実態調査」等により自校の取組状況を把握・検証し、児童生徒の実態に応じた学びとなるようにします。
- ⑤インターネット上の差別的な書き込みや差別や偏見を助長する情報について、正しく判断できる能力を育成する学習を行います。

(2) すべての子どもの進路・学力を保障する授業づくり・学校づくり

- ①すべての子どもたちに、生涯にわたり生きる力の基盤となる確かな学力を保障する授業づくりをすすめます。
- ②就職・進学等進路指導においては、違反選考等の状況を把握・検証し、違反質問や統一応募用紙などについての学習を実施します。

(3) 反差別の視点でつなぐ学級・学年集団づくり

- ①自己をかけがえのない存在として認識できる指導の充実を図ります。
- ②人権が尊重され、安心して学ぶことのできる環境づくりを工夫します。
- ③互いに語り合い認め合い、高め合うことのできる仲間づくりを推進します。
- ④被差別の立場に置かれた子どもの思いや願いを共有し、児童生徒一人ひとりをつないでいく取組を組織的にすすめます。

2. 教職員の人権意識の確立

- ①『部落差別解消法より学ぶ』(平成28年大分県教委)を活用するなど部落差別に関する研修内容を明確に位置づけ、法律の主旨や施行の背景について継続して研修を実施します。
- ②部落問題に見識が深い方を招いての講義やフィールドワーク等、より体験的な研修を実施するよう、研修形態や手法について工夫します。
- ③地域の人権啓発イベントや人権教育研修会等に積極的に参加します。

3. 保護者・地域及び関係機関との連携

- ①部落問題学習の授業公開や学校だより等を活用し、保護者・地域との連携をすすめます。
- ②保護者・地域と共に部落問題を含めた人権学習・人権啓発の機会(PTA研修会等)を持つよう努めます。